**認証契約書**

　JAS法に基づく有機食品等の認証に際し、特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会を甲とし、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を乙として、認証されたときから同認証が無効となるまでの間、以下の各項について認証契約を締結する。

(1)甲は乙に対し認証書を交付しJAS法に基づく格付及び格付の表示を行うことを認めると共に、認証維持に必要な

情報を提供すること。

(2)甲は、認証業務の過程で得られた乙に関する情報のうち、JAS法及びその他の法令により特定された事項につい

ては報告及び公表を行うこと。

(3)甲は、認証業務の過程で得られた乙に関する情報のうち前項に記載の事項以外については、機密保持規程に基づ

きその機密を保護すること。

(4)乙は、要求事項の変更を含め認証に係る契約を常に遵守すること。

(5)乙は、認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するよう継続的に維持するとともに、格付(小分け業者において

は格付の表示、以下同じ。)した製品が継続してJAS規格を満たすようにすること。

(6)乙は、認証に関する表明を適切に行うこと。

(7)乙は、格付の表示に係るJAS法の規定を遵守すること。

(8)甲は、乙が継続して認証の技術的基準に適合しているか評価するため、おおむね1年に1回、乙に対し実地にお

いて事前通知又は無通知による確認調査を行うこと。

(9)乙は、認証事項等を変更する際は変更の前に甲に届け出ること。また、当該変更について甲が認証維持の可否評

価に必要と判断したときは、乙に対し臨時の確認調査を行うこと。

(10)甲は、第三者からの情報提供等により乙が認証の技術的基準に適合していない恐れがあると判断したときは、乙

に対し臨時の確認調査を行うこと。

(11)甲は、乙が認証の技術的基準に適合しないとして求めた是正要求について、乙より是正がなされた旨の報告を受

けたときは、必要に応じ乙に対し臨時の確認調査を行うこと。

(12)乙は、甲が前項の是正要求等に関連して格付業務の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求し

　たときは、これに従うこと。

(13)甲は乙に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又は事務所、ほ場、工場等に立ち

入り、格付及び格付の表示、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、ほ場、工場、帳簿その他の物件を検査、

若しくは従業者その他の関係者に質問することができること。乙は、甲が行う確認調査その他の調査等に協力し、

必要な費用を支払うこと。また、正当な理由があって甲が認めたオブザーバーがこれらの検査、確認調査及びそ

の他の調査等に参加することを認めること。

(14)甲は、(8)(9)(10)(11)の確認調査結果及び(12)(13)の状況を総合的に評価したうえ、認証の維持又は格付等の停

止請求の解除、認証の縮小又は拡大、認証の取消し、格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の

停止を判定し、これを乙に通知すること。

(15)乙は、格付の表示に関する農林水産大臣の命令に違反し、報告若しくは物件の提出をせず、虚偽の報告若しくは

虚偽の物件の提出をし、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立ち入り

検査の拒否、妨害若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁

をしないこと。

(16)乙は、格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ甲に通知し、甲の承認を受けてのちに行うこと。業務の

廃止日は甲の承認を受けた日とすること。

(17)乙は、認証を受けている旨の情報の提供をするときは、認証に係る種類の農林物資以外の農林物資についても甲

　の認証を受けていると誤認させ、又は甲の認証業務の内容を誤認させる恐れがないようにすること。

(18)乙は、認証に係る種類の農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す以外の目的で、認証

を受けている旨の情報の提供を行わないこと。

(19)甲が、(17)又は(18)の条件に違反すると認めて情報の提供の方法の改善又は中止を求めたとき、乙はこれに応じ

ること。

(20)乙が、(17)又は(18)のほか、他人に認証、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認証に

係る種類の農林物資以外の農林物資についても甲の認証を受けていると誤認させ、又は甲の認証業務の内容を誤

認させる恐れがないようにすること。

(21)乙は毎年6月末日までにその前年度の格付実績及び認証に係るほ場の面積（有機農産物の認証生産行程管理者

に限る）又は格付の表示の実績を甲に報告すること。

(22)乙は、その行った格付又は格付の表示に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存す

ること。

(ⅰ)格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が1年以上である場合、当該農林物資

の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間。

(ⅱ)格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が1年未満である場合、当該農林物資

の格付の日から1年間。

(ⅲ)当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合で、出荷されてから消費されるまでの期間が1年以

上であるもの(長期保存が可能な大豆、玄米、麦類、荒茶等）については、当該農林物資の出荷の日から3年間。

(ⅳ)当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合で、出荷されてから消費されるまでの期間が1年未

満であるもの(長期保存ができない精米、野菜(根菜類、葉茎野菜、きのこ、山菜等）、果実等)については、当

該農林物資の出荷の日から1年間。

(23)甲が乙の認証を取り消したとき、甲が乙に対し格付業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求した

とき、及び乙が格付業務を廃止したとき、乙は認証に係る全ての情報の提供を中止するとともに、認証書を甲に

返却すること。

(24)乙が認証書の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨明記し、すべてを複製すること。

(25)JAS製品に関連して持ち込まれた苦情に対し適切な処置をとるとともに、その記録を甲の求めに応じ利用させ

ること。

(26)乙が、本契約書に記載の条件に正当な理由がなく違反し、又は報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽

の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは確認調査を拒否、妨害若しくは忌避し、若しくは質問に対して

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき、甲は認証の取消し又は格付業務及び格付の表示を付した農林物資

の出荷の停止、又は甲が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消をすることを請求できること。

(27)乙が、(12)及び(26)の請求に応じないとき、甲はその認証を取り消すこと。

(28)甲は、(26)及び(27)の規定により認証の取消しを行う時は、その通知の一週間前までに乙に文書でその旨を知ら

せ、弁明の機会を与えること。

(29)乙は、甲が認証に関し下した決定について、その決定から30日以内に文書で異議を申し立てることができ、甲

はこれを「苦情及び異議申立て処理規程」に基づき適正に処理すること。

(30)乙は認証を取り消されたときは認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止及び甲が適当でない

と認める格付の表示の除去又は抹消をすること。

(31)甲が乙に対し(14)(26)及び(27)の規定による認証の取消し又は請求を行ったとき、甲は乙の氏名又は名称及び住

所、認証に係る農林物資の種類、認証に係るほ場等の名称及び所在地、認証番号、認証の年月日、当該認証の取

消し又は格付業務等の停止等の請求を行った年月日及びその理由を公表すること。また、乙が格付業務を廃止し

たとき、甲は当該廃止の年月日を公表すること。

(32)甲は乙が認証の取り消し日から相当の期間が経過した後も(30)の対応を行わない場合は、その旨を公表すること。

(33)甲が乙について認証の技術的基準への適合の判定を行うに際し、乙又は資材メーカー等より提出された資材証明

書類等に誤認又は瑕疵があった場合、当該証明書を元に甲が行った判定の結果、乙に損害が生じたとしても甲は

その責を負わないこと。

(34)乙の認証申請における軽微な修正項目については、電話又はファックス等で合意の上、甲は修正印など無しで修

正を行うことができるものとする。

(35)この認証契約書に記載のない事項又は認証契約書各項の疑義については、甲・乙協議のうえ定めるものとし、協

議のととのわないときは甲の解釈により定めること。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

　　　　年　　　　月　　　　日

(甲)特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会　理事長　　印

(乙)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

(平成24年8月1日付け24鹿有協C-8-01)

(平成26年8月28日付け26鹿有協C-8-02)

(平成27年8月17日付け27鹿有協C-8-03)

(平成28年9月9日付け28鹿有協C-8-04)

(平成29年10月16日付け29鹿有協C-8-05)

(平成30年8月2日付け30鹿有協C-8-06)